

愛川町男女共同参画 基本計画

- かがやき愛川パートナープラン -

平成17年3月

愛 川 町

- 目 次 -

第1章 後期基本計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の背景	3
5. 前期基本計画の成果	4
6. 後期基本計画の視点	4
第2章 基本構想	
1. 基本理念	7
2. 基本的な考え方	8
3. 基本目標	9
第3章 後期基本計画	
施策の体系	14
目標 男女平等と自立の意識づくり	
1. 男女平等意識の啓発と慣行の見直し	16
2. 学校などにおける男女平等教育の充実	19
3. 男女共同参画の視点による生涯学習活動の充実	21
目標 健康で安心して暮らせるまちづくり	
1. 子育て、介護支援の充実	24
2. 高齢者の自立支援	28
3. 援助を必要とする女性の自立支援	30
4. 生涯を通じた心と体の健康づくり	32
5. 男女間における暴力をなくす環境づくり	34
目標 働く女性の環境づくり	
1. 仕事と家庭の両立支援	36
2. 雇用の場における男女平等の実現	39
3. 農業・商工自営業などの男女共同参画の促進	40
4. 多様な働き方の推進	42
目標 男女が共に参画できるまちづくり	
1. 地域活動への参画促進	44
2. 政策・方針決定への女性参画の促進	46
3. 行政分野における男女共同参画	48
計画の推進	50

第 1 章

後期基本計画策定にあたって

1 . 計画策定の趣旨

本町では、平成 11 年(1999 年) 3 月に策定した「あいかわ女性プラン」(かがやき愛川パートナープラン)を基本に、「男女平等と自立の意識づくり」、「健康で安心できる暮らしづくり」、「働く女性の環境づくり」、「男女が共に参画できるまちづくり」を基本目標に掲げ、地域における真の男女共同参画社会の実現をめざし、各種施策・事業の推進を図ってきました。

国においては、平成 11 年 6 月に「¹男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、男女共同参画社会の実現を「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」として位置付け、都道府県に男女共同参画計画の策定を義務付け、市町村に計画策定の努力規定を設けるなど、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めています。

前期基本計画では、「あいかわ女性プラン」という名称にみることができるよう、女性の地位向上に主眼を置いた各種施策・事業への取組みが行われてきました。しかし、アンケート調査などからは、依然として従来の固定的な性別役割分担が根強く残っているのも現状です。²ジェンダーという言葉に代表されるように、「男らしさ、女らしさというのは社会的・文化的につくられたもの」であり、女性だけでなく男性の自由な生き方も阻んでいるのではないかという認識を強めています。

この間、時代は大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化が進み、また、雇用環境も厳しくなるなかで、性別にとらわれた固定的な役割分担が、我々の生活をめぐる状況の変化に対応できなくなりつつあることも確かです。また、近年では家庭内における女性に対する暴力の問題も顕在化しています。

後期基本計画では、これまでの前期基本計画の取組みを継承しつつ、進捗状況や社会的な状況変化に伴う問題点を検証し、より効果的な方策を探るとともに、新しい課題を捉えながら、男女共同参画という視点を前面に出した計画となっています。

そのため、これまで網羅的に掲げていた施策・事業を絞り込むと同時に、わかりやすい計画づくりを心掛けています。

1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会をつくっていくための基本理念、国、地方自治体、国民という各主体が行うべき責務、理念を具体化するための施策の基本事項を定めたものである。

2 ジェンダー

「男は仕事、女は家庭」などといった社会的・文化的に形成された男女の性別のことで、考え方、行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用する。

2 . 計画の性格

この計画は、「あいかわ女性プラン」の後期基本計画であります。前期基本計画の期間中に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことから、新たに「男女共同参画基本計画」として策定しています。

後期基本計画では、前期基本計画の進捗や社会の変化・法制度の改変、さらには、平成 15 年に実施したアンケート調査の結果を考慮するなかで、それらを男女共同参画という視点から捉え直したものです。また、アンケート調査は平成 9 年の前期基本計画策定時にも実施しており、前回調査との比較をし、策定にあたって参考にしています。

これらを受けて、計画の名称は、「あいかわ女性プラン」から「愛川町男女共同参画基本計画」とし、副題の『かがやき愛川パートナープラン』の具現化をめざし、女性と男性が仕事・家庭・地域などあらゆる場に参画し、お互いに支えあうことのできる社会をめざした計画とします。

3 . 計画の期間

この計画は、基本構想と後期基本計画からなり、計画期間は、いずれも平成 22 年度を目標年次とします。

4 . 計画の背景

20 世紀後半は、女性の地位向上に向け、1992 年(平成 4 年)の「育児休業法」の施行、1993 年(平成 5 年)の「パートタイム労働法」の施行、1995 年(平成 7 年)の「育児・介護休業法」の施行といった法制度の整備が図られてきました。

1999 年(平成 11 年)には「男女共同参画社会基本法」が成立し、その前文では、男女が「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現が、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題である」と位置付けています。

この背景には、女性、男性ともに自分らしい生き方を許さない社会や制度の慣行の是正に向け、重要な事柄の決定に企画の段階から性別にとられることなく参画させるべきとし、参加ではなく参画という言葉が使われていることからもうかがい知れます。

また、基本法には、地方自治体の責務が明記されています。このように、基本法により男女共同参画行政の法的な後ろ盾ができたという認識のもと、本町としてもさらなる男女共同参画行政を展開していくことが求められています。

5 . 前期基本計画の成果

前期基本計画の推進により、町の各種委員会や協議会などにおける女性委員枠の拡大をはじめ、中津公民館（レディースプラザ）を女性の活動拠点として位置付けしたことや、女性の情報誌「パートナー通信」の発行、町内小中学校の男女混合名簿の導入、女性セミナー講座の開催、愛川パートナープラン推進協議会設置と本協議会委員の自らが企画・運営したセミナーなど、町民の男女共同参画社会に向けた取組みを行い、多くの成果をあげてきました。

アンケート調査では、町が進めている各種施策に対しての満足度が高い状況にあり、なかでも健康づくりや健康相談・健康教育、女性の生涯学習機会の提供・支援などについては、女性から「満足」「どちらかといえば満足」とする回答が多くありました。

6 . 後期基本計画の視点

後期基本計画では、前期基本計画の成果を踏まえるとともに、次のような視点を加味します。

（１）ジェンダーにとらわれない視点

私たちの意識や社会の制度、慣行には、気づかないうちに「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識があります。このような考え方を払拭し、あらゆる領域で男女がともにバランスよく関わる社会を実現することが、21世紀の新しい社会システムを創り出す大きな力になるものと考えられます。

こうしたことから、ジェンダーにとらわれない意識の醸成を図り、男女が共に自立して生きることのできる社会の実現が望まれています。

（２）家族の絆を強める

核家族化や高齢化などが一層進展し、家事や育児、介護に対する家族の負担がますます大きくなっています。

アンケート調査では、男女の仕事と家事や育児への望ましい関わり方として、「男女ともに仕事をし、家事・育児も平等に分担する」との回答が一番多く、なかでも男性の35.3%に対して、女性は53.7%で約18ポイント高い状況となっています。今後は、家族を構成する男女が家事や育児、介護で協力し合い、家族の絆を強める必要があります。

(3) 男女の人権を尊重しあえる視点

人権や性を尊重する意識の高まりに伴い、家庭内における夫などからの暴力（³ドメスティック・バイオレンス）や職場などにおける⁴セクシュアル・ハラスメントなど、これまで潜在的だった問題が顕在化しています。

何よりも、女性に対する暴力をなくすなど、性的人権の尊重と男女平等の意識を育み、女性と男性が互いに生命と人格を尊重しあえる風土を醸成していく必要があります。

3 ドメスティック・バイオレンス
夫やパートナーなどの親密な関係にある男性から、女性に対して振るわれる暴力のこと。

4 セクシュアル・ハラスメント
セクシャルハラスメントとは、本人が意図するか否かにかかわらず、その相手によって性的な言動であると受け止められ、それによって相手に不快感、差別感、脅威・屈辱感、あるいは不利益をもたらし、平素な日常生活を送る権利を侵害する行為（言動）のこと。

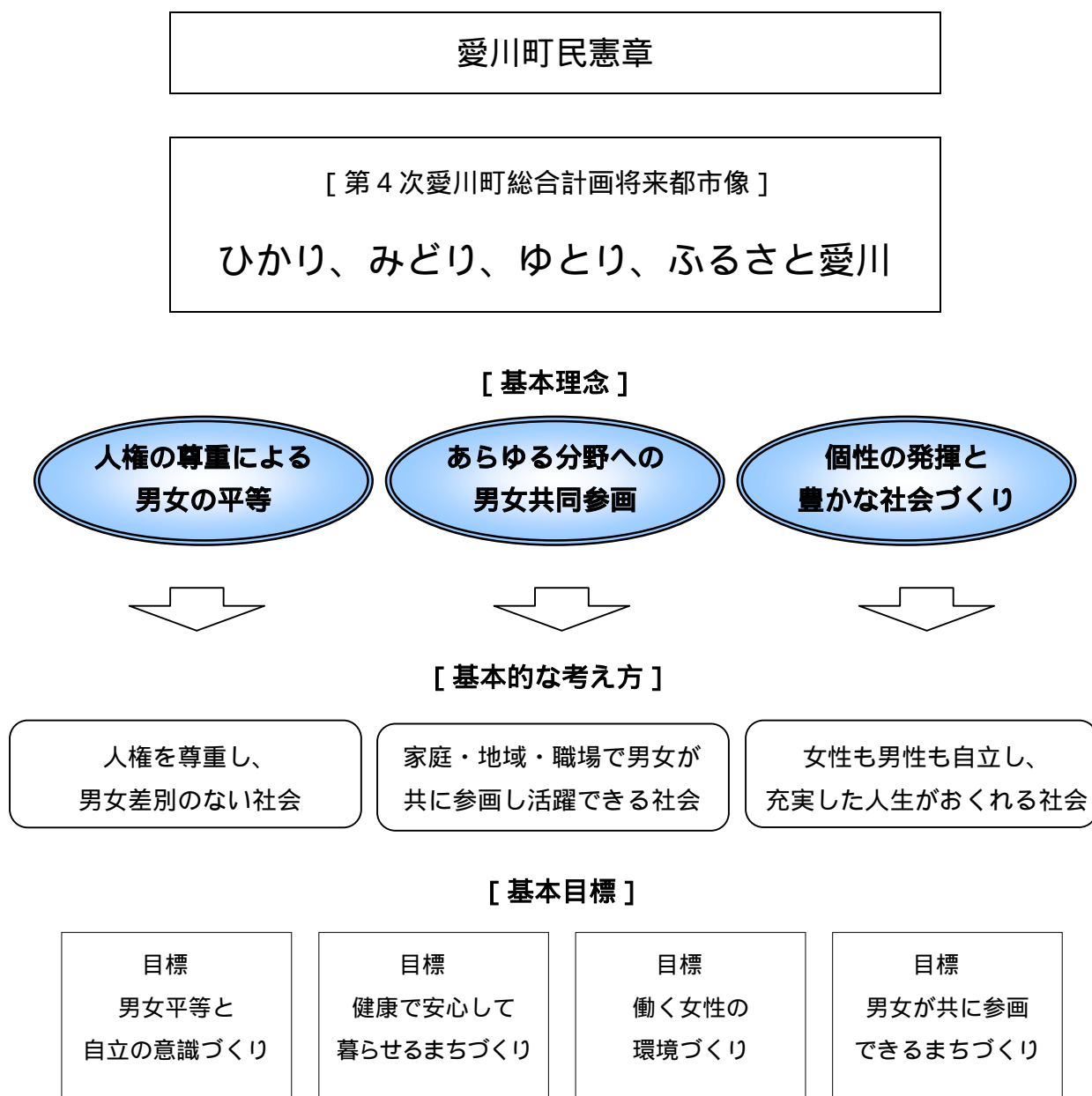
第 2 章

基 本 構 想

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現に向けての取組みは、単に女性だけのものではなく、男性を含めた意識の啓発やジェンダーにとらわれない新しい社会の仕組みをつくりだし、そのなかで、女性も男性も自らのもつ可能性を最大限に伸ばし、個性を十分に発揮できる社会を構築することが求められています。

このため、『愛川町男女共同参画基本計画』では、「人権の尊重による男女の平等」と「あらゆる分野への男女共同参画」「個性の発揮と豊かな社会づくり」を基本理念とします。



2 . 基本的な考え方

基本理念をもとに、次のような考え方を基本として、男女共同参画社会の実現をめざします。

1 . 人権を尊重し、男女差別のない社会

憲法に規定されているように、男女平等は基本的人権として尊重される必要があります。しかしながら、実際にはさまざまな分野で、性による差別が残っているのが現状であり、男女共同参画社会の実現に向けた障害となっています。

この計画は、すべての男女がお互いに尊重し、一人ひとりの人権を認めあう性による差別のない豊かな社会をめざします。

2 . 家庭・地域・職場で男女が共に参画し活躍できる社会

何よりも「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の是正に努めます。これまで、女性の仕事だとされてきた家事や育児、介護を男女が共に担うとともに、地域活動への男性の参加など、21世紀は、女性も男性も家庭・地域・職場で共に参画し、その個性と能力が発揮できるような社会となることをめざします。

この計画は、男女が共に参画し、活躍できるような意識啓発や環境づくりに努めます。

3 . 女性も男性も自立し、充実した人生がおくれる社会

一人ひとりが自分らしい生き方を主体的に選択し、生き生きと充実した人生をおくることが大切です。そのためには、多様な生き方を認めあい、自立した生活ができるよう、お互い生活するうえで最低限のものを身につけることができるよう努めます。そして、女性と男性が平等を基盤として、協力しあって豊かな人生をおくれることをめざします。

この計画は、男女が共に自立し、家庭、地域、仕事の調和を図りながら、自分らしい豊かな人生をおくることができる風土や文化を創造していくよう努めます。

3 . 基本目標

男女共同参画社会を築いていくために、『愛川町男女共同参画基本計画』では、次の4つの基本目標を掲げ、取組んでいく施策の方向を明らかにし、総合的な推進を図ります。

目標 : 男女平等と自立の意識づくり

性別役割分担意識を見直し、女性も男性も自由であらゆる分野において性別にとらわれない多様な選択ができるよう意識啓発を行うとともに、家庭や学校における男女平等教育の充実を図ります。また、生涯にわたって男女が自立し、多様な選択を可能にする能力開発が行われるよう学習機会の提供に努めます。

1 . 男女平等意識の啓発と慣行の見直し

「男らしさ、女らしさ」の表現に代表される社会的・文化的に形成されたジェンダーにとらわれた意識の是正を図ります。また、男女共同参画に関する情報・資料を積極的に収集及び提供し、意識の啓発に努めるとともに、女性がかかえる問題に総合的に対応できる相談体制の整備を図ります。

2 . 学校などにおける男女平等教育の充実

性的役割分担意識は、旧来からの慣行が社会的通念や一般常識として、それと気づかないうちに子どもたちの意識のなかに組み込まれてしまいがちです。柔軟な発想や考え方ができる子どもたちだからこそ、日々の保育や学校教育活動を通じて豊かな人権感覚を育むことが大切となってきます。一人ひとりの良さを互いに認め、人権としての性が尊重されるよう、保育・教育活動、各種相談活動などのより一層の充実に努めます。

3 . 男女共同参画の視点による生涯学習活動の充実

家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であることから、家庭教育の推進により互いの人権を尊重し合う意識の啓発に努めます。また、生涯学習活動の推進により、男女共同参画に関する理解を深めることのできる機会の提供に努めます。

さらに、生涯学習活動を通じて女性自身の地位向上のための学習機会を創出し、学習の体系化や学習者のネットワークづくりなどを図ります。

目標：健康で安心して暮らせるまちづくり

育児や高齢者などの介護については、主に女性が担っている現状を改め、男性も参加し、社会全体で支えあっていく仕組みづくりを推進します。また、高齢者が自立するための施策の充実を図るとともに、障害のある女性やひとり親家庭の女性、外国籍の女性などで、自立促進のために援助を必要とする人への支援に努めます。

一方、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、生涯を通じた女性の健康を支援するための総合的な施策を推進するとともに、男女間における暴力をなくすことをめざします。

1. 子育て・介護支援の充実

これまで女性の負担の大きかった子育てや高齢者などの介護支援をするため、ニーズに対応した多様な保育施設の充実や子育て支援の推進、在宅介護サービスの充実など、環境整備を図るとともに、保育や介護・看護事業への男性の参加促進に努めます。

2. 高齢者の自立支援

高齢者が家事や健康管理など自立した生活ができるよう支援します。また、地域活動やボランティア活動などの生きがいをもてるよう支援し、生き生きと暮らすことができる環境整備に努めます。

3. 援助を必要とする女性の自立支援

傷害などのハンディキャップをもつ女性やひとり親家庭の女性が、地域のなかで自立して生活できるよう、各種の必要な支援を図ります。また、文化の違いにより、日本の生活になじめない外国籍女性に対して、子育てや生活への適切な指導や相談などの支援体制の整備に努めます。

4. 生涯を通じた心と体の健康づくり

生涯にわたる心と体の健康づくりを推進するとともに、安心して子どもを産み、育てていくことができるよう、社会や家庭において母性機能の保護に努め、母子保健の充実を図ります。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方の浸透に努めつつ、女性の健康の保持増進を図ります。

5. 男女間における暴力をなくす環境づくり

夫やパートナーからの暴力や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する普及・啓発を図るとともに、被害女性の相談体制を充実します。

目標 : 働く女性の環境づくり

男女が共に生き生きと働きつづけることができる就業環境整備を促進します。

また、農業や商工自営業に女性が果たしている役割を十分に認識・評価し、男女が対等な立場で働けるための環境整備を推進します。

一方、女性の起業や⁵在宅ワークなど、多様な働き方への支援を図ります。

1. 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、子育て・介護を行いながら仕事を継続できるよう、男性への家庭参加の促進や育児・介護休業制度の一層の普及・定着を図ります。また、女性と男性が共に仕事と家庭を両立することができるよう、社会的な環境整備をめざします。

2. 雇用の場における男女平等の実現

女性と男性の機会均等及び待遇が確保される雇用環境の整備に向け、制度上のみならず事実上の格差解消について企業への啓発に努めます。また、再雇用など職場復帰がしやすい環境の整備を促進します。

3. 農業・商工自営業などの男女共同参画の促進

女性の働きに対する適正な評価が図られるよう、経営や方針決定の場への女性参画を促進するとともに、男女が対等な立場で働きやすい環境の整備を推進します。

4. 多様な働き方の推進

社会環境の変化に伴い、パートタイムや在宅ワーク・起業など多様で柔軟な働き方を希望する女性が増えています。これらの就業形態に対応できるよう、情報や学習機会の提供を図ります。

5 在宅ワーク
情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの。

目標 : 男女が共に参画できるまちづくり

地域活動への男女共同参画を促進し、ボランティア活動や地域づくりなどさまざまな活動が、男女双方によって担われるよう条件の整備に努めます。一方、政策や方針決定において女性の意見が十分に反映されるよう努めるとともに、女性自身が力をつけていく取組みを支援します。

また、行政分野については男女共同参画社会をめざし、職員の意識改革や女性職員の職域拡大を図ります。

1. 地域活動への参画促進

地域における自主的な住民活動のなかで、女性が主体的に取り組んでいるPTAや子ども会の活動に、男女が共に責任をもち、地域活動に参画できる環境づくりと体制づくりを促進します。

2. 政策・方針決定の場への女性参画の促進

多様な考え方を活かした社会を築いていくためには女性の社会参画が重要であり、審議会や委員会などへの女性登用を推進します。

また、女性の能力発揮に向けた女性人材の発掘と育成に努めます。

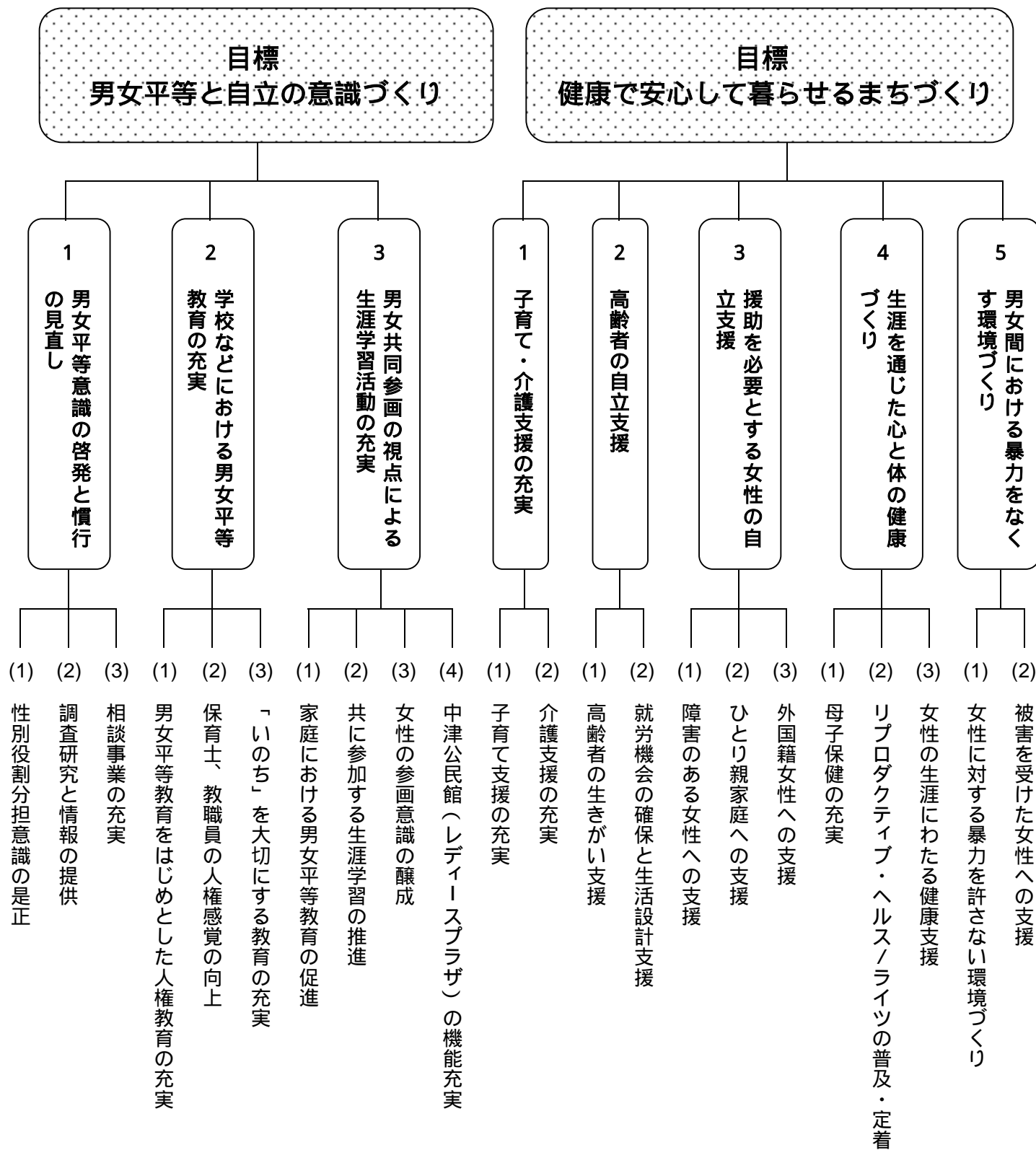
3. 行政分野における男女共同参画

行政運営に直接携わる職員が、性別にとらわれず幅広い分野で活躍できるよう意識改革を推進するとともに、女性職員の能力発揮の機会拡充に努めます。

第 3 章

後期基本計画

施策の体系



**目標
働く女性の環境づくり**

**目標
男女が共に参画できる
まちづくり**

1
仕事と家庭の両立支援

2
雇用の場における男女平等
の実現

3
農業・商工自営業などの男女
共同参画の促進

4
多様な働き方の推進

1
地域活動への参画促進

2
政策・方針決定への女性参画
の促進

3
行政分野における男女共同
参画

- (1) 男性の家庭への参加促進
- (2) 育児・介護休業制度の定着とサービスの充実
- (3) 健康に関する相談・指導の充実

- (1) 法令に関する周知の徹底と改善促進
- (2) 再雇用制度の啓発と就労促進

- (1) 経営や方針決定の場への女性参画の促進
- (2) 男性の意識改革の促進

- (1) 職業能力の向上
- (2) 女性の起業支援

- (1) 地域活動への男女共同参画の促進
- (2) 意思決定の場への女性参画の促進

- (1) 審議会などへの女性登用の推進
- (2) 民間団体・企業に対する女性登用
- (3) 女性人材の発掘と育成

- (1) 女性職員の意識改革と職域の拡大
- (2) 職員の意識づくり

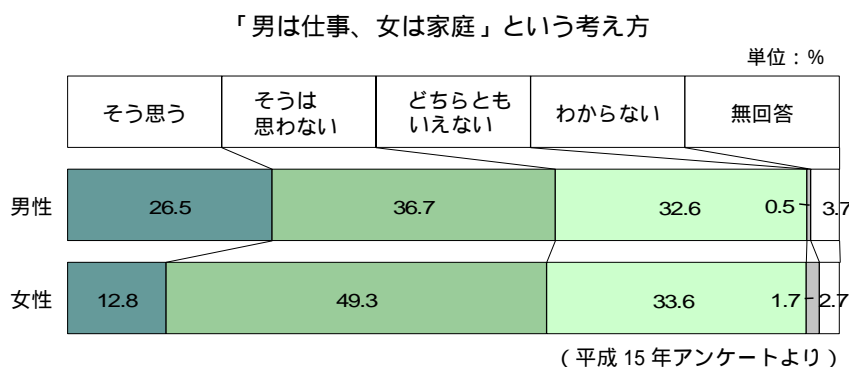
目標 男女平等と自立の意識づくり

- 1. 男女平等意識の啓発と慣行の見直し
 - (1) 性別役割分担意識の是正
 - (2) 調査研究と情報の提供
 - (3) 相談事業の充実
- 2. 学校などにおける男女平等教育の充実
 - (1) 男女平等教育をはじめとした人権教育の充実
 - (2) 保育士、教職員の人権感覚の向上
 - (3) 「いのち」を大切にする教育の充実
- 3. 男女共同参画の視点による生涯学習活動の充実
 - (1) 家庭における男女平等教育の促進
 - (2) 共に参加する生涯学習の推進
 - (3) 女性の参画意識の醸成
 - (4) 中津公民館（レディースプラザ）の機能充実

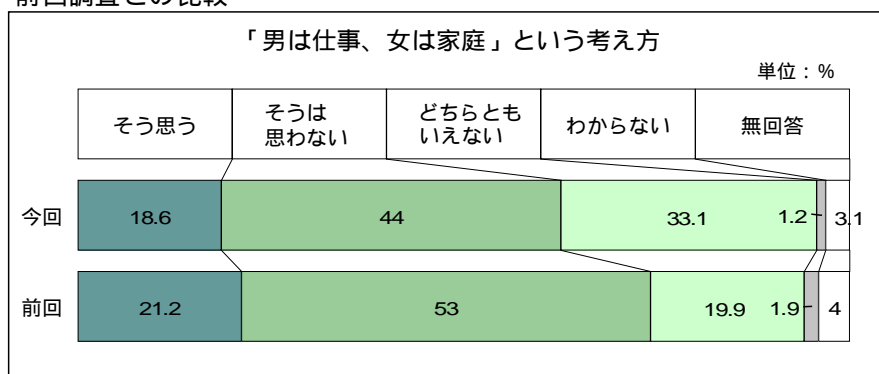
1. 男女平等意識の啓発と慣行の見直し

アンケート調査における「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識は、「そう思う」18.6%、「そうは思わない」44.0%、「どちらともいえない」33.1%となっています。前回調査では、「そう思う」21.2%、「そうは思わない」53.0%、「どちらともいえない」19.9%ですから、「そう思う」、「そうは思わない」とも前回調査を下回り、「どちらともいえない」が前回調査を大きく上回っています。

性別でみると、「そう思う」は、男性 26.5%、女性 12.8%に対し、「そうは思わない」は、女性 49.3%、男性 36.7%と男女の意識の違いが明らかとなっています。こうした役割分担意識は、幼い頃からの積み重ねによるところが大きく、ジェンダーにとらわれない意識の是正が求められます。



前回調査との比較



(平成15年アンケートより 前回調査：平成9年に実施)

また、さまざまな分野における男女の地位の平等について聞いていますが、「平等」との回答が前回調査を大きく上回ったのは、「法律や制度」のみです。男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など、法制度の整備は進んでいますが、現状はむしろかしいことをうかがわせます。

町民一人ひとりがジェンダーに敏感になり、固定的な役割分担意識の是正を図ることができるよう、啓発と慣行の見直しが課題となっています。

《施策》

(1) 性別役割分担意識の是正

男女共同参画社会づくりを進める役割分担意識の是正に向けた啓発活動を推進します。また、家庭、職場、地域など男女の性別役割分担の慣行についての見直しに努めます。

(2) 調査研究と情報の提供

男女共同参画に関する情報の収集と提供に努めます。また、意識調査などを実施し、そのニーズ分析の結果に基づき、各種の施策・事業に反映します。

(3) 相談事業の充実

県や関係機関などとの連携を図り、女性の人権などに関する相談事業の充実を図ります。

【主要事業】

(1) 性別役割分担意識の是正

事業名	事業内容
広報・啓発活動の推進	イベントなどを利用した広報、啓発活動を推進します。
家庭教育の支援と学習活動の推進	人権や個性を尊重する家庭教育の支援や公民館などにおける生涯学習活動を推進します。
町刊行物などにおける適正用語の使用	町刊行物などを作成するにあたって、男女平等の視点から望ましい用語の適正利用や表現方法に努めます。

(2) 調査研究と情報の提供

事業名	事業内容
情報の収集と提供	男女共同参画に関する国内外の情報収集に努めるとともに、関連図書などの充実を図り、情報コーナーに設置するなどして、広く情報提供に努めます。
情報コーナーの充実	中津公民館（レディースプラザ）の情報コーナーにおける情報収集・提供機能を充実します。
調査研究の推進	人権や男女共同参画に関する意識調査などの結果を施策に反映します。

(3) 相談事業の充実

事業名	事業内容
相談窓口の充実	相談担当職員の資質の向上に取り組むとともに、相談窓口の充実を図ります。 また、ボランティア相談員の活用についても検討します。
相談機能の充実	県や関係機関の連携を強め、相談機能を充実します。

2 . 学校などにおける男女平等教育の充実

アンケート調査では、学校教育は他分野に比して男女平等と考える人が多く、48.8%と2人に1人の割合で「平等」と回答しています。

本町の学校教育においては、既に全ての学校が男女混合名簿を導入するなど、男女平等教育の視点を含む人権教育推進の視点から、あらゆる教育活動を見直し、一人ひとりの良さ、かけがえのなさを互いが認め尊重できるよう、日々の活動の充実に努めています。

特に、男女平等教育では、気づかないうちに子どもたちの意識のなかに固定的な性別役割分担の意識が組み込まれてしまいがちです。

柔軟な発想や考え方ができる子どもたちだからこそ、日々の保育や学校教育活動を通じて豊かな人権感覚を育むことが大切であり、性の違いが、一人の子どもの可能性や個性の発揮の妨げになってはならないことです。人権としての性のあり方を学び、考え、行動するなかで、一人ひとりに身につく豊かな人権感覚は、同時にいじめや不登校、差別といったさまざまな人権課題の解消に向けて、時には大いなる力になります。

多様化する生活様式や大きく変化する社会において、人権教育を推進する保育や学校教育への期待はますます高まっており、指導者自身が、高い感性、豊かな感覚を備えるべく、さらに研修を積み重ねていくことが大切となっています。

《施策》

(1) 男女平等教育をはじめとした人権教育の充実

男女平等教育への取組みなどを通じて、一人ひとりをお互いに認め、尊重できる気持ちを育む人権教育のより一層の充実に努めます。

(2) 保育士、教職員の人権感覚の向上

子どもたちの指導者である保育士、教職員の人権感覚をより一層豊かにするための啓発活動や研修の充実に努めます。

(3) 「いのち」を大切にする教育の充実

子どもたちの発達段階に応じた性に関する学習機会を充実します。

【主要事業】

(1) 男女平等教育をはじめとした人権教育の充実

事業名	事業内容
保育・教育活動の充実	保育や幼児教育、義務教育全般を通じて、ジェンダーの視点をはじめとしたさまざまな人権課題に対応する日々の教育活動の充実、発展に努めます。

事業名	事業内容
進路指導の充実	自己の将来に見通しをもち、一人ひとりの能力や個性に適した進路選択ができるよう、進路指導のより一層の充実を図ります。
教材の活用と指導の工夫	視聴覚教材やデジタル資料など、子どもたちに分かりやすく、興味をもちやすい教材を活用した指導をより一層工夫します。

(2) 保育士、教職員の人権感覚の向上

事業名	事業内容
保育・教育活動の評価の充実	活動や指導の点検、評価に努め、保育や教育活動の充実を図ります。
研修などの充実	さまざまな課題に対応する豊かな人権感覚の向上を図るため、研修などの充実を図ります。

(3) 「いのち」を大切にす教育の充実

事業名	事業内容
「いのち」、性教育の充実	子どもたちの発達段階を踏まえて、いのちの大切さや性教育のより一層の充実を図ります。
道徳教育の充実	体験活動などを取り入れながら、一人ひとりのよりよい生き方を推進する道徳教育の充実を図ります。
相談活動などの充実	一人ひとりのニーズに応じた相談活動や訪問活動などの充実を図ります。

3 . 男女共同参画の視点による生涯学習活動の充実

男女共同参画の課題については、町民一人ひとりが問題意識をもち、日常生活のなかで実践していくことが重要となります。

そのためには、生涯学習の推進が必要とされますが、これまでも「家庭教育学級」や「生涯学習女性セミナー」、「町民大学」などの講座、公民館における「男の料理教室」など、さまざまな学習機会を通して、男女共同参画の実践に努めています。アンケート調査では、女性の生涯学習機会の提供と支援に対する満足度の高まりがみられます。

今後は、町民一人ひとりが経済的にも精神的にも、また、生活的にも自立することが求められています。各種学級・講座の内容も多種多様さが要求され、学習機会の拡充と学習内容の充実が必要となっています。また、親子など家族での参加がしやすい環境整備と実用性を考慮したプログラムづくりなども求められています。

一方、女性が社会のさまざまな分野に、主体的に参画していく力を身につけていくことができる学習も多く実施されています。なかでも「あいかわ⁶エンパワーメント講座」は、当初行政主導で運営されていましたが、愛川パートナープラン推進協議会委員の自主性の高まりによって、委員自らの企画・運営による愛川パートナープランセミナーや交流集会、講演会へと発展しています。内容についても、講師の話聞くだけでなく、受講者がお互いに参加できる意見交換型を取り入れるなど、工夫をこらしています。

今後も男女平等意識を広めていくとともに、女性自身も自立意識の醸成が必要となっています。

《施策》

(1) 家庭における男女平等教育の促進

家庭教育に関する学習機会の提供や相談事業を充実するとともに、「家庭の日」の普及を通じて、男女共同参画による家庭のあり方や家族の絆などについての情報提供や啓発を図ります。

(2) 共に参加する生涯学習の推進

男女共同参画について、さまざまな視点から実生活に即した学習機会の提供・充実を図り、男女が共に学びあい、ふれあい、高めあう生涯学習を推進します。

(3) 女性の参画意識の醸成

女性の参画意識の醸成を促進するとともに、女性のエンパワーメントに向けた講座などの開催と参加機会の拡充・情報の提供を充実します。

6 エンパワーメント
力をつけること。女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野で自分たちのことは自分で決め、行動できるよう能力をつけること。

(4) 中津公民館(レディースプラザ)の機能充実

女性の活動拠点として位置付けられている中津公民館(レディースプラザ)の機能を充実し、情報提供や生涯学習活動、各種団体・グループの活動促進などに努めます。

【主要事業】

(1) 家庭における男女平等教育の促進

事業名	事業内容
家庭教育学級の充実	家庭において男女平等な視点が反映されるよう、家庭教育学級の充実を図ります。
「家庭の日」の推進	親子のふれあいを深め、家庭のあり方や家族の絆、男女共同参画などについて、家庭で話し合う機会の一つである「家庭の日」の普及、啓発を推進します。
相談事業の充実	家庭における子どもの教育や養育上の問題に対応した教育相談事業を充実します。

(2) 共に参加する生涯学習の推進

事業名	事業内容
学習内容の充実	男女共同参画社会の視点から、各種学級・講座を充実します。また、男性が育児・子育てや家事、介護などに参加できる学習プログラムを充実します。
情報提供の充実	町民の要望に沿った学習機会が確保できるよう、生涯学習活動に関する情報提供を充実します。
乳幼児をもつ親の参加支援	各種学級・講座の実施にあたり一時保育を設け、乳幼児をもつ親の参加を支援します。

(3) 女性の参画意識の醸成

事業名	事業内容
エンパワーメントのための学習機会の提供	女性のエンパワーメントの向上を図るため、コミュニケーション能力やリーダーシップ能力などを養うための学習機会を提供します。
関係団体への支援	女性のエンパワーメントのために、関係団体の活動を支援します。
交流の促進	さまざまな機会を通して、地域における女性団体相互の交流を促進します。

(4) 中津公民館(レディースプラザ)の機能充実

事業名	事業内容
センター機能の充実	情報コーナーの充実と各種講座・教室や相談事業の実施に努め、男女共同参画のセンター機能を充実します。

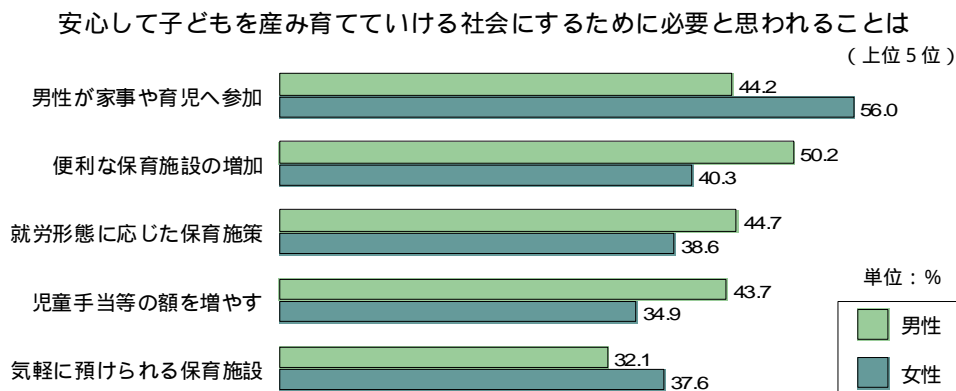
目標 健康で安心して暮らせるまちづくり

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 子育て・介護支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実 |
| 2. 高齢者の自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の生きがい支援 (2) 就労機会の確保と生活設計支援 |
| 3. 援助を必要とする女性の自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害のある女性への支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 外国籍女性への支援 |
| 4. 生涯を通じた心と体の健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健の充実 (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・定着 (3) 女性の生涯にわたる健康支援 |
| 5. 男女間における暴力をなくす環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 女性に対する暴力を許さない環境づくり (2) 被害を受けた女性への支援 |

1. 子育て・介護支援の充実

子育てや介護の多くは女性が担っています。しかし、女性の社会進出をはじめ、核家族化や地域社会からの孤立化などを背景に、女性の負担軽減を図ることができる支援体制が求められています。そのためには、男性がこれらの活動に積極的にかわりをもつことが必要であります。

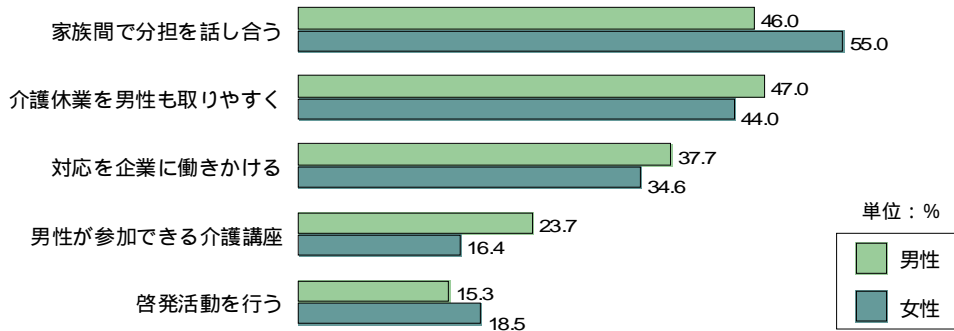
アンケート調査では、子育て支援への要望として、「男性が家事や育児へ参加する」がトップにあげられており、女性が56.0%と男性の44.2%を大きく上回っています。また、男性が介護を担うためには「家族間で介護の分担を十分に話し合う」がトップであり、これについても女性が55.0%と男性の46.0%を大きく上回っています。



(平成15年アンケートより)

男性が介護をになうために必要なもの

(上位5位)



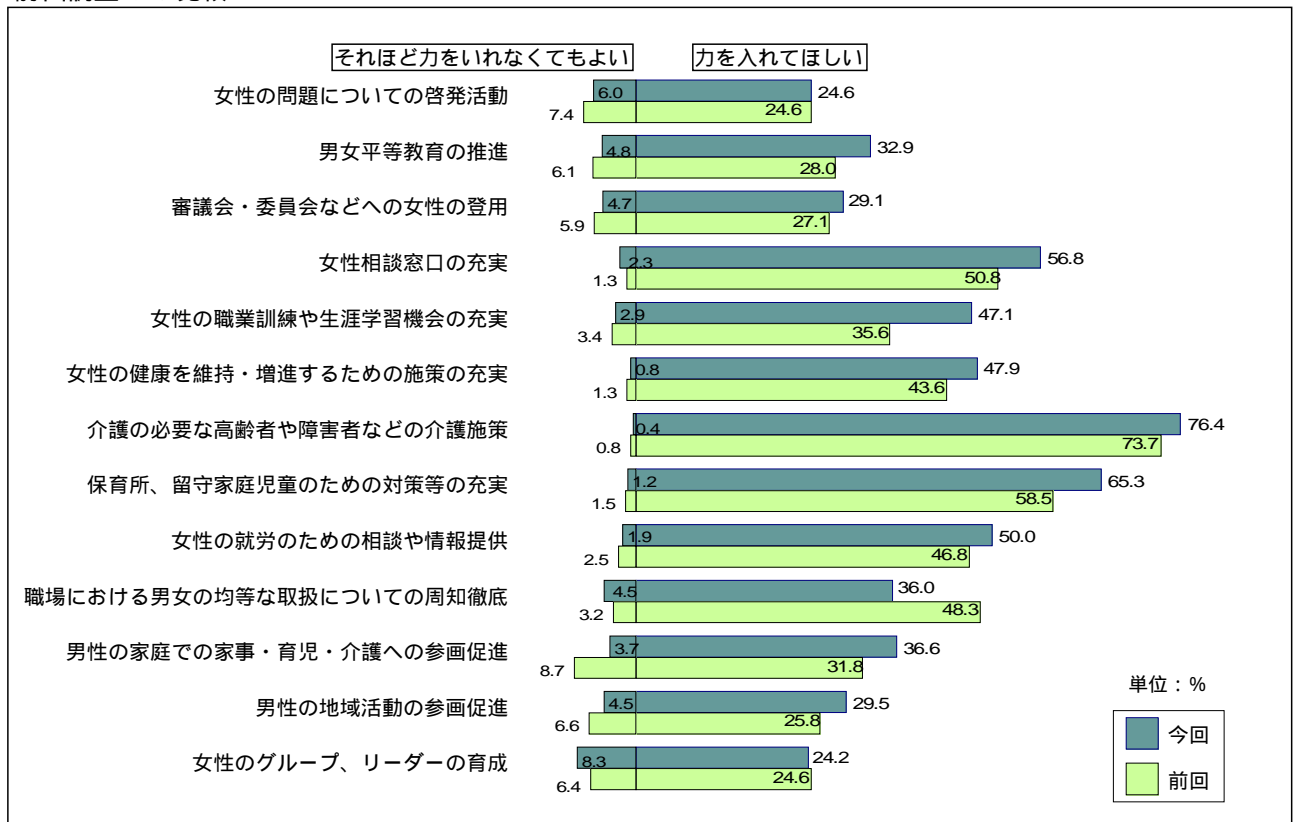
単位：%



(平成15年アンケートより)

一方、男女共同参画社会の実現に向けて町で力を入れて欲しい施策は、今回及び前回調査とも「介護施策」、「子育て施策」が1位、2位となっています。このように、子育てと介護には非常に高いニーズがあります。

前回調査との比較



単位：%



(平成15年アンケートより 前回調査：平成9年に実施)

本町では、子育て支援については、小児医療費の無料化をはじめ、乳幼児健診や保育サービスの充実、子育て相談などに加え、平成 14 年度には子育て支援センターを開設し、社会福祉協議会では子育てボランティア養成講座をはじめなど、地域での子育て支援策の充実を図っています。

また、放課後児童健全育成事業として、児童館や集会施設を利用して放課後児童健全育成事業(かわせみ広場)を行っていますが、放課後の児童の安全な居場所として、さらに定着させていく必要があります。平成 16 年度には、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画」の策定が図られ、総合的な子育て支援への取組みが推進されています。

介護支援については、介護保険サービスが定着しつつありますが、介護の担い手は大部分が女性であり、在宅における介護者の立場に立った問題解決が課題となっています。アンケート調査でも読みとれるように、介護は女性の社会参加の大きな阻害要因のひとつとなっており、男女共同参画の視点からの改善が特に求められています。

また、女性は男性よりも寿命が長く、75 歳以上の高齢者は、女性が 6 割以上となっていますが、寝たきりや痴呆症状になる割合も高く、健康づくりへの支援が求められます。

《施策》

(1) 子育て支援の充実

子育てを地域全体で支えるという視点に立ち、子どもが健やかに育成されるよう、相談体制の充実や情報の提供、子育て中の親の仲間づくり、保育サービスの充実など、「次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、地域に密着した子育て支援を図るとともに、子どもが安全に育つ環境づくりの整備に努めます。

(2) 介護支援の充実

介護を社会全体で支えるために、利用者の視点に立った相談・支援体制の充実や情報提供を図ります。また、男性の介護への参加を促進します。

【主要事業】

(1) 子育て支援の充実

事業名	事業内容
子育て相談機能の充実	子育て支援センターや保育園、幼稚園など子育て支援施設の相談機能を充実するとともに、相互の連携とネットワーク化を図ります。
保育園機能の活用	保育園の機能を活用し、世代間交流事業などを通して、地域に開かれた施設として事業を推進します。
保育サービスの充実	延長保育、一時的保育、低年齢児保育、障害児保育など、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

事業名	事業内容
子育て中の親の学習・交流の場の提供	子育て支援センターを活用し、妊娠中や子育て中の親に対し、子育ての楽しみを知ってもらうため、気兼ねなく集まり、情報交換できる学習・交流・仲間づくりを推進します。
児童虐待防止への取り組み	乳幼児健診などのなかで集団指導・育児相談を行い、虐待の早期発見や防止への啓発活動に努めるとともに、保育園や学校、民生委員などへの連絡体制の強化を図ります。
子育て人材の育成と活躍の場づくり	地域で子育てを支援する子育て人材の育成に努め、子育て支援を受けたい人とを結びつけるしくみをつくり、地域での子育て支援を推進します。
放課後児童健全育成事業の充実	児童館や地域公民館を利用した放課後児童健全育成事業（かわせみ広場）を充実し、子どもの居場所づくりを推進します。
地域子育て事業の支援	地域の子ども会や青少年健全育成会、PTAなどで行われている子育て事業を支援します。
児童館の機能の充実	児童館の機能の充実を図り、子どもの創造性や社会性を育む事業を推進します。
中学・高校生の保育体験活動の機会の提供	中学・高校生が乳幼児と触れ合い、小さな子どもに対する愛情を育むことができるよう、学校と連携した保育体験活動の機会を提供します。

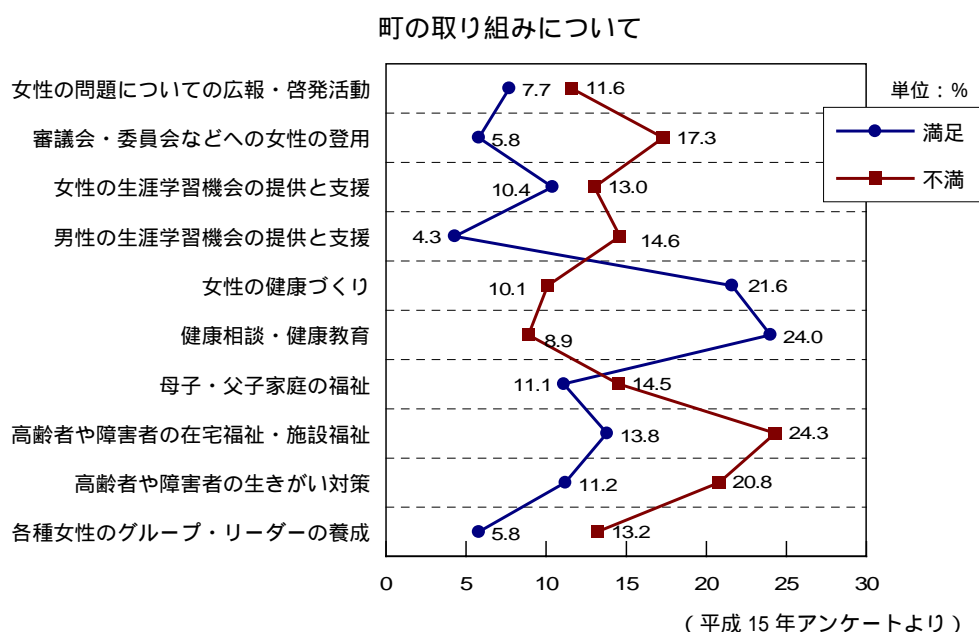
(2) 介護支援の充実

事業名	事業内容
介護への男性参画の促進	男女が協力して介護を行うことができるよう、介護への男性の参画を促進します。
相談体制の充実	在宅介護支援センターの相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携による地域ケアシステムの確立に努めます。
在宅保健福祉サービスの充実	「愛川町高齢者保健福祉計画」や「障害者福祉計画」を基本として、介護の負担軽減につながる在宅保健福祉サービスの充実を図ります。
介護保険事業の推進	「愛川町介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

2 . 高齢者の自立支援

高齢者が充実した日常生活を送ることができるよう、寿大学や趣味の教室といった各種の学習やスポーツ活動、老人クラブや生きがい事業団の活動などを支援しています。

アンケート調査では、男女共同参画の各種施策の取組みなかで、「高齢者や障害者の福祉」や「高齢者や障害者の生きがい対策」への不満は、比較的高いものがあります。



高齢者が生き生きと社会に参加できるよう、健康づくりや、経験と能力を活かせる多様な就労機会の確保、ボランティア活動、世代間交流など、地域を中心に幅広く活躍できる社会づくりが求められます。

女性は、子育てや介護のために就労を中断することが多いことや、平均賃金が男性と比べて低いことなどを反映して、高齢期の女性の多くは経済的生活基盤の弱いのが現状であり、生活自立支援に努めていく必要があります。

《施策》

(1) 高齢者の生きがい支援

高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、生き生きと安心して快適に暮らすことのできる生活環境整備を図ります。

(2) 就労機会の確保と生活設計支援

就労意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かすことのできる就労の場の確保に努めます。また、老後の経済的な自立を促す生活設計への支援を図ります。

【主要事業】

(1) 高齢者の生きがい支援

事業名	事業内容
啓発活動の推進	高齢者の社会活動への参加意識を醸成し、地域社会との交流を深めるよう、啓発活動を推進します。
生活者としての自立支援	生活者として自立できない高齢者を支援するため、料理教室などの講座を開催します。
学習・交流の促進	寿大学や各種趣味の教室など、生涯学習機能の充実を図ります。
ボランティア活動の促進	ひとり暮らし高齢者などの話し相手となったり、文化活動などのボランティアとして活躍するシニアボランティアの養成と、老人クラブの友愛チームの活動促進に努めます。
事業名	事業内容
活躍の場づくり	各老人福祉センター、老人いこいの家の施設の充実に努め、高齢者の生きがいづくりの場として活用を図ります。
福祉のまちづくりの推進	神奈川県福祉のまちづくり条例などに基づき、歩道の整備や段差の解消、車いすでも利用できる公共施設の改善など、高齢者や障害者が利用しやすい生活環境の整備を進めます。

(2) 就労機会の確保と生活設計支援

事業名	事業内容
生きがい事業団の拡充	生きがい事業団の事業内容を充実し、地域に密着した仕事の提供を促進します。 また、就労の場の整備・確保を図るため、高齢者作業所の設置の検討を進めます。
生涯生活設計への支援	老後の経済的な自立を促すため、年金受給権の確保の相談など、生活設計への支援を図ります。

3. 援助を必要とする女性の自立支援

障害のある女性は、就職や結婚、妊娠、出産でも大きな困難を抱え、日常生活や子育てでも不安を抱えています。

また、ひとり親家庭での子育ては、経済的、精神的にもその負担が重くなっています。

一方、外国籍住民は、平成17年1月現在で女性1,125人、男性1,220人であり、ペルーやブラジルの人たちが多くを占めています。こうした外国籍住民の人たちは、言葉や文化、生活習慣の違いなどによってストレスや不安を抱えています。

すべての人が地域で自立した生活を送っていくためには、⁷ノーマライゼーションの理念に基づいた支えあいが必要であり、療育や介護サービス、相談体制など、広範な支援が必要です。

《施策》

(1) 障害のある女性への支援

障害のある女性が、健康で生き生きと暮らすことができるよう、相談体制を充実するとともに、生活自立のための就労支援などに努め、地域住民との多様な交流活動を促進します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が地域で安心して生活し、子育てができるよう、相談体制や援護の充実を図ります。

(3) 外国籍女性への支援

外国籍女性が、ボランティアや地域の人たちの協力を得ながら、安心して生活し、子育てができるよう相談体制や支援の充実を図ります。

【主要事業】

(1) 障害のある女性への支援

事業名	事業内容
相談体制の整備	障害のある女性の健康や性についての悩みや育児の不安に対応できる相談体制の整備を図ります。
就労への支援	障害のある女性の就労を促進するとともに、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労機会の拡充に努めます。

⁷ ノーマライゼーション
障害のある人もない人も、共に地域で日常生活を送れるような社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

(2) ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容
相談体制の整備	民生委員・児童委員や母子相談員との連携を強め、相談体制の整備を図ります。
援護制度の充実	ひとり親家庭の生活の安定を支援するため、各種援護制度の充実を図ります。

(3) 外国籍女性への支援

事業名	事業内容
情報の提供	外国語によるパンフレットや冊子による健康・生活情報の提供を図ります。
学習・交流の促進	外国籍女性が参加しやすい学習やスポーツをする機会を提供し、地域の人たちとの交流を促進します。
相談体制の充実	子育て支援センターや保育園、ボランティアと連携し、相談体制の充実を図ります。

4 . 生涯を通じた心と体の健康づくり

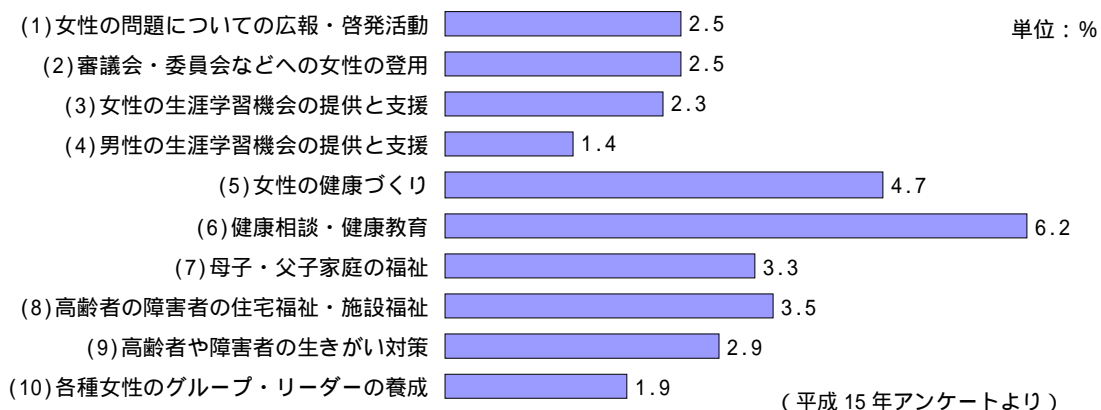
心身ともに健全な子どもを育てるには、母親自身が自己の健康を保持し、増進していくことが大切であるとともに、妊娠・出産・育児に至る一貫した指導が必要となります。

一方、女性の健康についての考えは、妊娠や出産における健康の確保から、いつ何人子どもを産むか産まないか、安全な出産調整など、生涯を通じて女性の自由な選択を大切にする方向へと変化しています。

今後は、こうした⁸リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を普及、定着させていくことが必要です。

また、思春期や更年期など、男性と異なる健康上の問題に対処するため、この点を考慮した十分な支援が必要です。アンケート調査では、健康相談・健康教育や女性の健康づくりに対する満足度は高いものがあります。

町の取り組みについて（満足）



こうした成果に立ち、母子保健の充実、病気に対する予防・相談から、受診しやすい健康診査体制の充実、さらには心の健康づくりなど、すべての男女が心身の健康と性に関する正しい知識をもち、自分の健康を維持・増進していくための総合的な健康対策の推進が求められます。

《施策》

（１）母子保健の充実

母性保護についての意識啓発を図るとともに、妊娠・出産・育児に至る一貫した相談・指導体制の充実を図ります。

（２）リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・定着

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発活動を行い、その考え方の普及・啓発を図るとともに、自らの健康に関しての自己管理意識を高めるための支援に努めます。

⁸ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）
生涯健康で、自分の体のことを自分でよく知り、管理する権利のこと。その中心的課題は、女性自身がいつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど。

(3) 女性の生涯にわたる健康支援

女性のライフステージに応じた疾病の予防からリハビリテーションに至る総合的な健康づくり支援策を推進します。

【主要事業】

(1) 母子保健の充実

事業名	事業内容
母性保護の意識啓発	母性の重要性についての認識と正しい理解を促すための意識啓発を図ります。
母子保健事業の推進	妊娠・出産期の女性の健康の保持・増進を図り、出産から育児まで夫婦が協力して、安心して取り組むことのできる事業を実施します。

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・定着

事業名	事業内容
意識の啓発	男女がともに互いの性を尊重し合えるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を収集し、提供します。
研修の実施	教職員、保健関係者などを対象に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた研修を実施します。

(3) 女性の生涯にわたる健康支援

事業名	事業内容
健康づくり推進事業の実施	地域に密着した健康づくりの推進を図るため、各種保健事業や健康づくり推進委員の活動を充実します。
健康診査事業の充実	各種健康診査の充実と事後指導の徹底に努め、女性特有の病気の予防と早期発見・早期治療を促進します。
健康教育、健康相談の充実	女性医師による女性特有の健康問題に対する相談業務を充実し、健全な生活習慣が身につくよう健康教育、健康相談の充実を図ります。

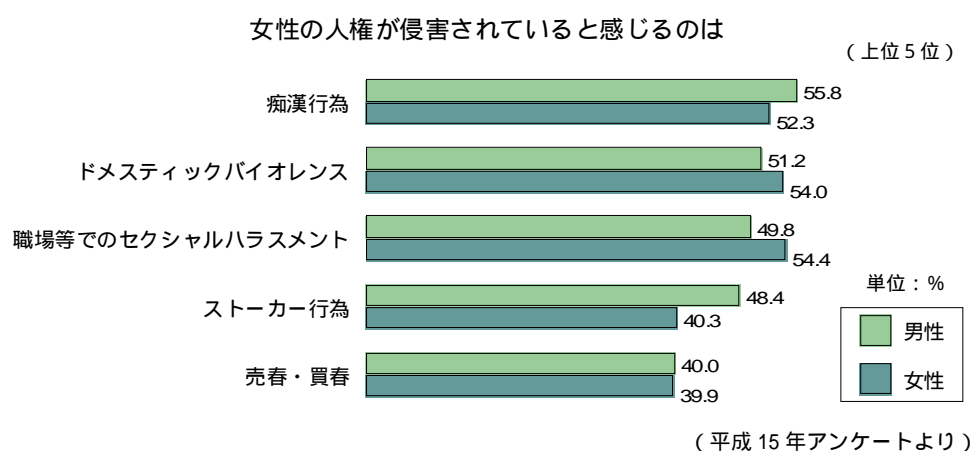
5 . 男女間における暴力をなくす環境づくり

女性に対する暴力とは、痴漢行為、夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的言動）、ストーカー行為（つきまとい）などがあげられます。これらの行為を受けた女性は、身体的、性的、心理的な傷害や苦しみを抱えていましたが、社会的にも法律によって擁護されるようになってきました。

これまでは、家庭内のこと、夫婦のことなどとしてその被害は潜在化し、実態がわかりにくい状況にありました。しかし、女性の人権に対する意識の高まりのなかで、平成 12 年 5 月には、「ストーカー規制法」が、平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立し、被害者を保護することが国や地方公共団体の責務として位置付けられました。

アンケート調査でも、女性の人権が侵害されていると感じることとして、「痴漢行為」、「ドメスティック・バイオレンス」、「職場等でのセクシュアル・ハラスメント」、「ストーカー行為」などが上位にあげられています。

そのため、「相談窓口や保護施設を増やし、被害女性が届け出をしやすくする」、「犯罪の取り締まりを強化する」、「社会環境を改善する」などの対策を推進するとともに、女性に対する暴力を許さない環境を整備することが求められています。



《施策》

(1) 女性に対する暴力を許さない環境づくり

女性への暴力が人権侵害であるという意識の啓発を図ります。

(2) 被害を受けた女性への支援

被害を受けている女性がプライバシーを確保されて、相談できる体制を整備します。

【主要事業】

(1) 女性に対する暴力を許さない環境づくり

事業名	事業内容
意識の啓発	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどに関する情報を提供し、女性に対する暴力をなくすための広報・啓発を行います。
地域環境浄化の推進	女性に対する暴力を誘引するおそれのある有害環境をなくし、防犯パトロールをはじめ、地域環境の浄化に努めます。

(2) 被害を受けた女性への支援

事業名	事業内容
相談体制の充実	プライバシーが確保された相談体制の充実を図ります。
被害女性への対応	県や関係機関との連絡・連携を密にし、被害を受けた女性の保護を図り、自立促進に向けての支援に努めます。

目標 働く女性の環境づくり

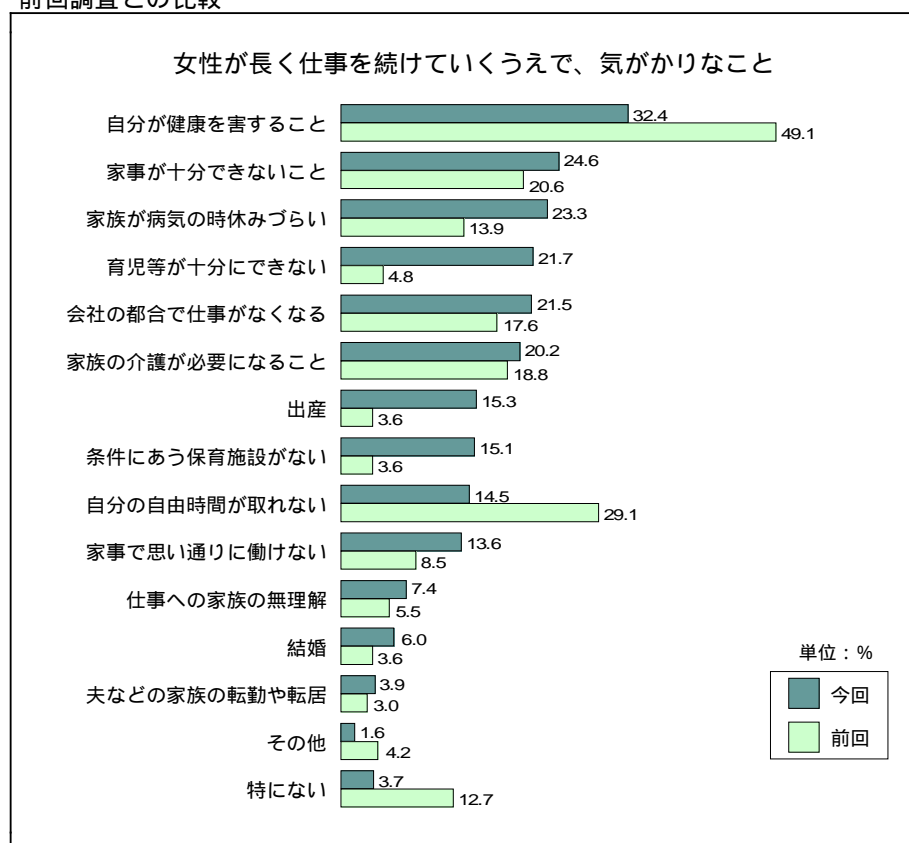
- 1. 仕事と家庭の両立支援
 - (1) 男性の家庭への参加促進
 - (2) 育児・介護休業制度の定着とサービスの充実
 - (3) 健康に関する相談・指導の充実
- 2. 雇用の場における男女平等の実現
 - (1) 法令に関する周知の徹底と改善促進
 - (2) 再雇用制度の啓発と就労促進
- 3. 農業・商工自営業などの男女共同参画の促進
 - (1) 経営や方針決定の場への女性参画の促進
 - (2) 男性の意識改革の促進
- 4. 多様な働き方の推進
 - (1) 職業能力の向上
 - (2) 女性の起業支援

1. 仕事と家庭の両立支援

アンケート調査では、女性が長く仕事を続けるうえで気がかりなこととして、「自分が健康を害すること」が最も多く、以下、「家事が十分にできないこと」、「家族が病気の時休みづらい」、「育児等が十分にできない」などが上位となっています。

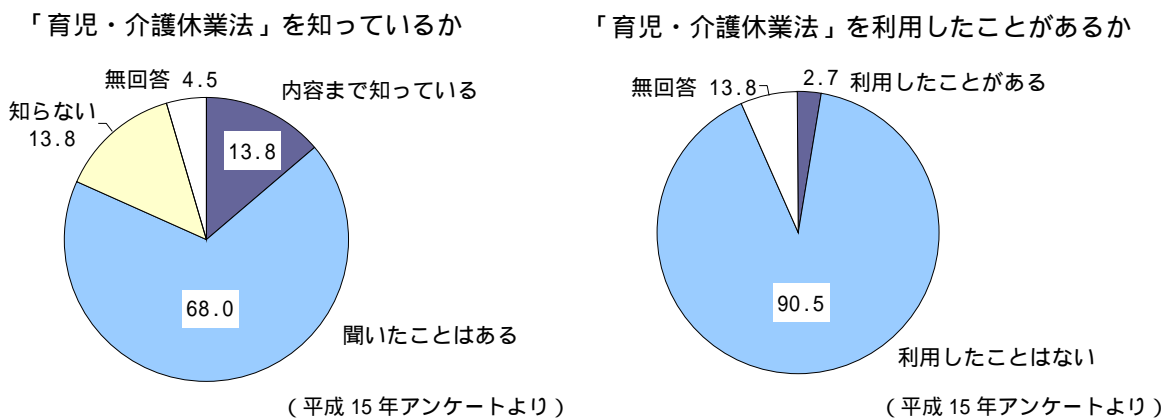
今回調査では「育児等が十分にできない」、「出産」、「条件にあう保育施設がない」、「家族が病気の時休みづらい」などが前回調査を上回っています。働く女性が多くなり、仕事と家庭の両立がいろいろな局面でむずかしいと感じることが多くなっているためと考えられます。

前回調査との比較



本町の女性の労働力率は、平成12年51.8%と、全国平均の48.2%を上回っています。しかし、年齢別でみると20歳代後半から30歳代で落ち込むいわゆるM字カーブは、本町の方が大きな下降曲線を描いています。働き続けることのむずかしさが反映されています。また、女性就業者で、家事の片手間ではなく主に仕事とする割合は次第に高まっており、既に6割を超えています。

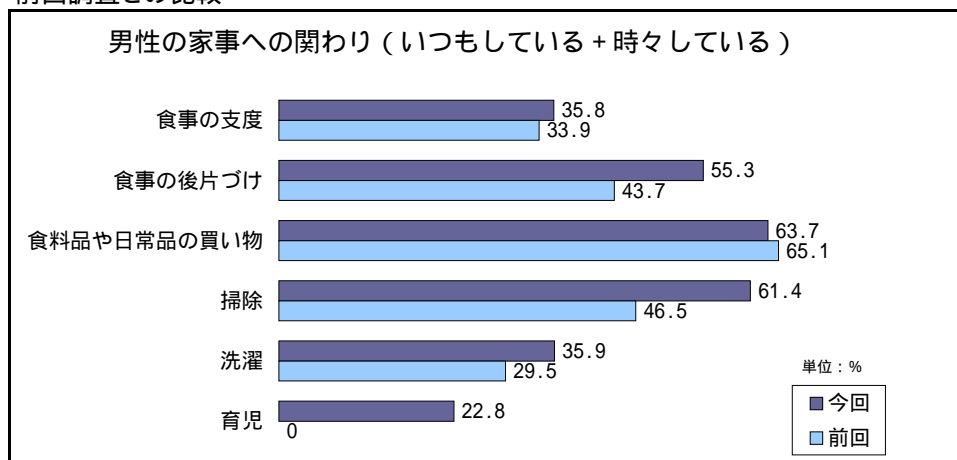
「改正育児・介護休業法」など法制度は充実しつつありますが、休業を取りづらい職場の雰囲気があることや、男性の制度利用が極端に少ないなどが現状となっています。アンケート調査では、「育児・介護休業法」を知っているとの回答は13.8%、「利用したことがある」はわずか2.7%となっています。



一方、男性の家事への関わりは、食事や掃除、洗濯などいずれも前回調査を上回る結果となっています。こうした男性の家事への関わりの高まりとともに、仕事をもつ女性の仕事と家庭の二重負担の状況下が改善されつつあることが伺えますが、男性の意識や生活スタイルをさらに変えていくことが望まれています。

また、働く女性が増えることに対応して、保育サービスをはじめ、放課後児童健全育成事業、地域の子育て支援策などの拡充が求められています。

前回調査との比較



(平成15年アンケートより 前回調査：平成9年に実施)

《施策》

(1) 男性の家庭への参加促進

働く男女が共に家事・子育て・介護を担うことができるよう、男性の意識啓発と参加促進に努めます。

(2) 育児・介護休業制度の定着とサービスの充実

育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備と子育て・介護サービスの充実に努めます。

(3) 健康に関する相談・指導の充実

女性が働き続けるうえで最も気がかりな健康上の問題に対応できるよう、相談・指導を充実します。

【主要事業】

(1) 男性の家庭への参加促進

事業名	事業内容
意識の啓発	男女が共に家庭における責任を担うという認識を高めるなど、意識啓発に努めます。
知識・技術の習得	男性の家事・子育て・介護への参加が容易となるよう、家庭教育学級や講座・教室を開催するなど、知識や技術の習得の機会を充実します。

(2) 育児・介護休業制度の定着とサービスの充実

事業名	事業内容
育児・介護休業制度の定着	育児・介護休業制度の定着を図ることができるよう、利用についての啓発に努めます。
育児・介護サービスの充実	子育て支援の「次世代育成支援行動計画」を基本に、保育サービスや放課後児童健全育成事業（かわせみ広場）の充実などを図ります。また、介護については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進により、介護サービスを充実します。

(3) 健康に関する相談・指導の充実

事業名	事業内容
相談・指導の充実	保健サービス事業のなかで、母性としての女性の健康問題について女性医師による相談・指導を行います。

2. 雇用の場における男女平等の実現

男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などにより、男女差別の禁止など、雇用における男女均等のための制度が整いつつあります。

しかしながら、男女の賃金格差や結婚・出産時における退職の慣行といった不平等な待遇が残っている職場もあります。特に、近年の雇用環境は、高齢者や女性に厳しい状況となっています。

こうしたことから、就業における男女平等を推進するとともに、女性がその能力と意欲を活かせるよう支援していくことが求められています。

一方、出産や育児などで家庭に入った女性の再就職支援にも努めていく必要があります。アンケート調査では、再就職への支援として「求人への年齢制限の緩和」や「同一企業での再雇用」などが上位にあげられています。こうした結果を企業に働きかけ、企業の取組みを促していくことが必要です。

《施策》

(1) 法令に関する周知の徹底と改善促進

改正男女雇用機会均等法などの法令に関する周知を図るとともに、事実上生じている男女間の格差是正を促進します。

(2) 再雇用制度の啓発と就労促進

結婚や出産、子育てのために職を離れ、一時期家庭に入った女性の再雇用の促進を図るとともに、就労に関する情報提供と能力向上に努めます。

【主要事業】

(1) 法令に関する周知の徹底と改善促進

事業名	事業内容
法令の周知徹底	改正男女雇用機会均等法や労働基準法などの法令の周知徹底を図ります。
改善措置の促進	男女間の格差を是正する積極的改善措置（ポジティブアクション）について、国や県と連携し、企業への働きかけに努めます。

(2) 再雇用制度の啓発と就労促進

事業名	事業内容
再雇用制度の啓発	出産・育児などにより、職場を離れた女性を同じ職場で雇う再雇用制度の普及を働きかけます。
情報の提供	男女の雇用機会拡大のため、雇用情報の提供を図ります。
職業能力の向上	再就職を希望する人の職業能力の向上を図っていく機会を、関係機関などとの連携により提供します。

3 . 農業・商工自営業などの男女共同参画の促進

女性は、農業就業者の3割強、商工の自営業や家族従業者では8割を占めており、重要な役割を果たしています。

しかしながら、農業、自営業とも生産活動と生活との境目が見えにくいことから、女性にとっては過剰な負担となることもあります。また、生産活動で重要な担い手であるにもかかわらず、経営を担うのが男性であり、団体の役員などには男性が就くなど、女性の意見が反映しにくい状況があります。

アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について、「そうは思わない」という否定的な回答は農業者が25.0%と、すべての職業のなかで最も少ないものとなっています。こうした結果にみられるように、性別役割分担意識が根強く残る農村地域にあっては、女性が果たす役割を十分に認識、評価するよう、男性の意識改革が求められます。

また、商工自営業などにおいても、女性経営者や家族従業者に対する支援が求められています。このため、女性の働きに対する適正な評価が図られるよう、経営や方針決定の場への女性の参画と男性の意識改革を促していく必要があります。

《施策》

(1) 経営や方針決定の場への女性参画の促進

女性の働きに対する適正な評価が図られるよう、女性の経営や方針決定の場への参画を促進します。また、女性農業者の支援・育成を図ります。

(2) 男性の意識改革の促進

男女が対等な立場で、その持てる力を十分に発揮できるよう、男性の意識改革を促進し、就業条件の向上を図ります。

【主要事業】

(1) 経営や方針決定の場への女性参画の促進

事業名	事業内容
研修会などの実施	経営や方針決定の場へ女性が参画できるよう、必要な能力向上を促す研修会を実施します。
委員や役員への登用促進	農業関係の委員や組合役員などへの女性の登用について働きかけます。
女性農業者の支援・育成	農産物の生産や加工、販売などを行う女性農業者を支援し、農業経営者としての育成を図ります。

(2) 男性の意識改革の促進

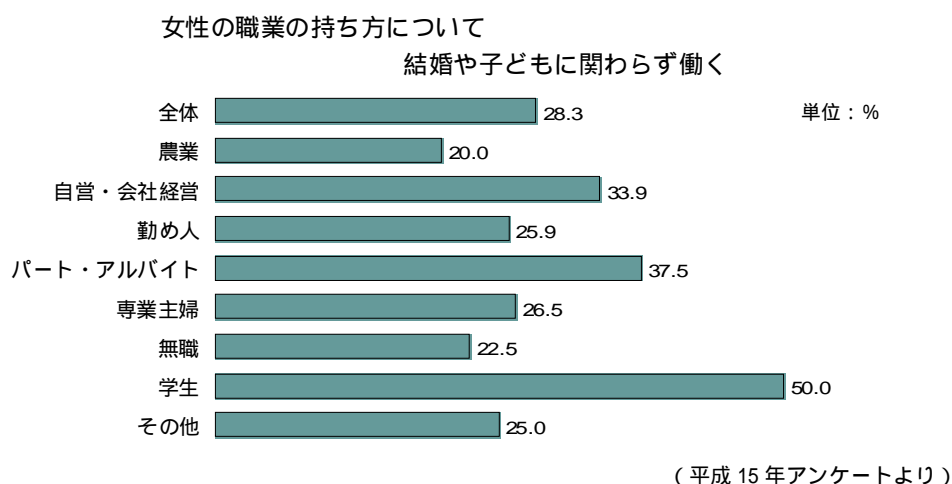
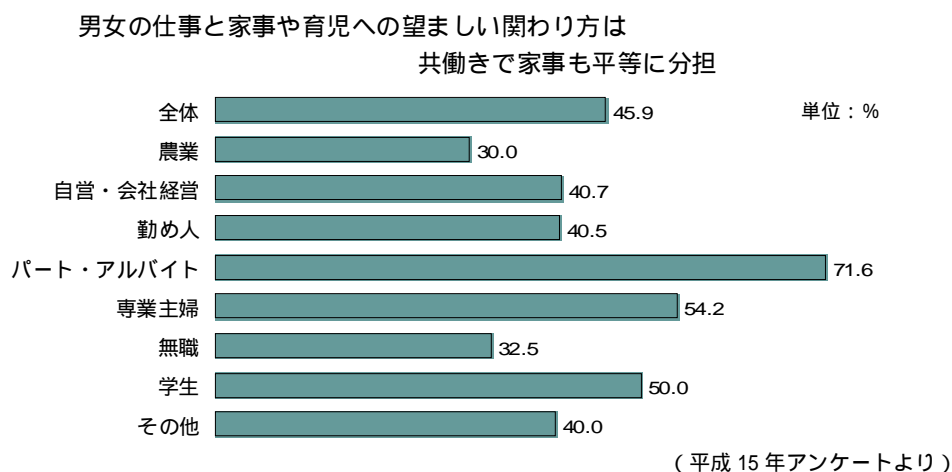
事業名	事業内容
研修会などの実施	性別役割分担になりがちな意識改革を図るため、男性の意識改革を促す研修などを実施します。
家族経営協定締結の促進	農業における家庭内のルールづくりを推進するため、家族経営協定の締結を促進します。
対等な労働条件確保の促進	商工自営業においては、対等な家族労働条件向上を図られるよう啓発に努めます。

4 . 多様な働き方の推進

女性の働き方は多様化しています。特に、パートタイム労働者は年々増加しており、アンケート調査では女性の4人に1人はパート・アルバイト就業となっています。

女性がいったん仕事を中断してしまうと、正社員としての雇用の機会は少なく、また、家事や育児に支障のない範囲で働くことを考えて、パートタイムを選択する女性が多いためと考えられます。

同じアンケート調査では、パート・アルバイト就業の人は、仕事と家事や育児への望ましい関わり方に対しては、「共働きで家事も平等に分担」との回答が最も多く、また、女性の職業の持ち方については、「結婚や子どもに関わらず働く」との回答が最も多くなっています。いずれも他の職業の人を上回る回答となっており、就業への積極性をうかがうことができます。



さらに最近では、こうしたパートタイムに加え、派遣労働やインターネットを活用した在宅ワークなどの新しい就業形態も生まれています。そして、それに伴い、女性の起業家も増加しつつあります。

こうした就業形態の多様化は、女性の就業機会の拡大につながるものと期待されますが、一方で、賃金や待遇などでさまざまな課題も抱えています。今後は、これらの就業形態に対応できるよう、女性自身が関係法令などの知識を身につけるなど、職業

能力の向上を図る必要があります。そして同時に、多様な働き方を支援していくことが求められます。

《施策》

(1) 職業能力の向上

新たな就業形態に対応できるよう、関係法令などの知識を身につけ、職業能力の向上に努めます。

(2) 女性の起業支援

多様な新しい働き方をめざす、女性起業家に対する情報提供や講座の開催、新規開発事業などの支援を図ります。

【主要事業】

(1) 職業能力の向上

事業名	事業内容
知識習得の機会提供	パートタイム労働法や在宅労働などに関する税法などの知識習得の機会提供を図ります。
新しい就業形態の普及	新しい就業形態に関する情報を提供し、普及を促進します。

(2) 女性の起業支援

事業名	事業内容
情報提供と講座の開催	女性の起業家を育成するため、情報提供と法律や経営などの講座の開催を図ります。
新規開業者の支援	中小企業事業資金や県の補助制度である空き店舗賃貸料補助などを活用し、新規開業者への支援を図ります。

目標 男女が共に参画できるまちづくり

- 1. 地域活動への参画促進
 - (1) 地域活動への男女共同参画の促進
 - (2) 意思決定の場への女性参画の促進
- 2. 政策・方針決定への女性参画の促進
 - (1) 審議会などへの女性登用の推進
 - (2) 民間団体・企業に対する女性登用
 - (3) 女性人材の発掘と育成
- 3. 行政分野における男女共同参画
 - (1) 女性職員の意識改革と職域の拡大
 - (2) 職員の意識づくり

1. 地域活動への参画促進

地方分権の進展などにより、地域の実情や特性に応じたまちづくりが課題となっています。そのためには、町民と行政との連携が一層必要であり、地域の問題は地域の責任で解決していくことが求められます。

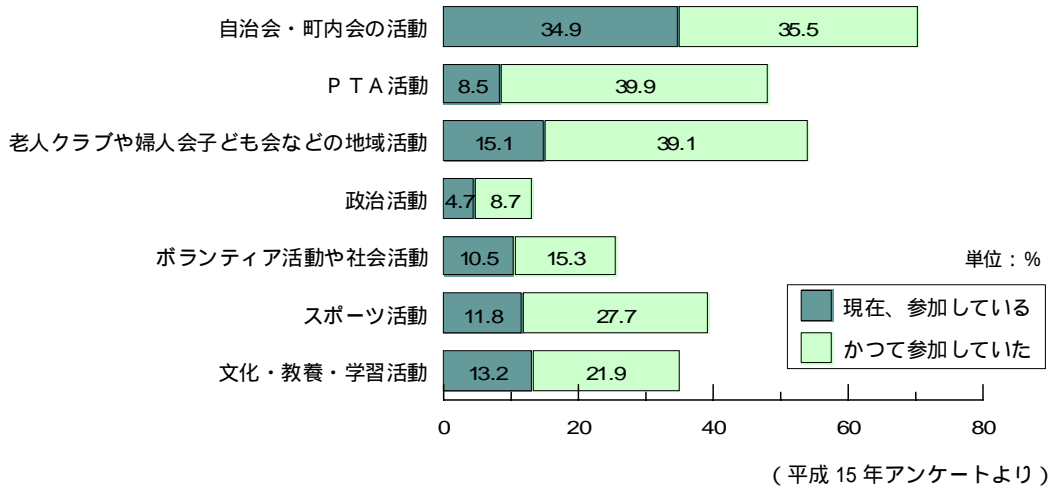
地域においては、自治会や子ども会、PTA、婦人会、老人会などにより、地域での祭りや学習活動、美化活動、奉仕活動などさまざまな活動が行われています。しかし、こうした活動の多くは、実際面で女性が多くの役割を担っていますが、各団体の役員や地域の方針決定などの場面では、男性が主導となる場合が多く、これまでの意識・慣習の見直しが求められます。

また一方では、時代が大きく変わりつつあるなかで、男性の意識も変わり、男性が地域への関心とその大切さを認識しています。

アンケート調査にみる社会活動への参加では、「自治会、町内会の活動」や「老人クラブや婦人会、子ども会などの地域活動」、「PTA活動」については比較的参加が高くなっていますが、「ボランティア活動や社会活動」、「文化・教養・学習活動」、「スポーツ活動」は参加が低くなっています。このなかで女性が男性を大きく上回るのは、「PTA活動」や「老人クラブや婦人会、子ども会などの地域活動」であり、逆に男性が女性を大きく上回るのは、「スポーツ活動」をあげることができます。

福祉や環境、防犯など解決すべき生活課題が増えるなかで、性別や年齢にとらわれず、誰もが地域活動に参加することが求められます。そして、女性も団体の役員や方針決定の場への積極的な参画が必要です。

社会活動への参加



《施策》

(1) 地域活動への男女共同参画の促進

これまで地域活動への参画の少なかった男性の積極的な参画を促し、男女共同参画の視点による地域活動を促進します。

(2) 意思決定の場への女性参画の促進

自治会、町内会や P T A など、地域の団体への女性役員の登用や方針決定の場に女性が参画できるよう、男女の意識改革を促進します。

【主要事業】

(1) 地域活動への男女共同参画の促進

事業名	事業内容
参加啓発の推進	男性の地域活動への参加啓発を図るよう、情報や学習機会の提供などを図ります。
地域の習慣などの見直し	地域のなかに残る性別役割分担の習慣・慣行の見直しに向け、意識啓発を図ります。

(2) 意思決定の場への女性参画の促進

事業名	事業内容
地域団体への女性登用の働きかけ	地域の団体への女性登用に取り組むよう、関係者に働きかけます。
男女の意識改革	意思決定の場に女性が参画できるよう、男性及び女性の意識改革を促進します。

2 . 政策・方針決定への女性参画の促進

女性は、さまざまな分野で活躍し、社会の大切な担い手として重要な役割を果たしています。本町の各種審議会などの女性委員の比率は 22.3%であり、徐々に伸びてはきていますが、政策・方針決定など重要な場への参画は、男性に比べまだまだ低い状況にあります。

こうしたことを反映し、アンケート調査におけるさまざまな分野の男女の地位の平等のなかで、「政治の場」については、「社会通念・慣習・しきたり」に次いで不平等感が高いものとなっています。

まちづくりにおいては、育児や子育て、介護、ごみのリサイクルをはじめとした環境問題など、地域に密着した生活課題が増加するなかで、生活者としての視点に立った発想が求められます。女性たちがまちづくりの各分野に参画し、こうした考え方を反映させていくことは、今後、より重要となります。

また、民間団体や企業についても、女性はその能力に応じて団体運営や企業経営といった方針決定の場に参画できるよう、啓発していく必要があります。

一方、地域でさまざまな活動を行っている女性の人材情報を整備し、人材を育てる事業も大切となっています。

《施策》

(1) 審議会などへの女性登用の推進

女性の視点を町政により一層反映させるため、審議会の委員などに女性の積極的登用を図ります。

(2) 民間団体・企業に対する女性登用

民間団体や企業に対して、女性の参画を進めるため、職域の拡大や管理職への積極的登用について働きかけます。

(3) 女性人材の発掘と育成

女性人材の情報を整備することにより、女性人材リストの作成と人材の育成に努めます。

【主要事業】

(1) 審議会などへの女性登用の推進

事業名	事業内容
女性登用の推進	各種審議会の委員構成などの見直しを行い、女性委員の割合 30%以上をめざします。
女性委員への支援	女性委員などのために、情報や研修機会の提供などを行います。

(2) 民間団体・企業に対する女性登用

事業名	事業内容
女性登用の促進	民間団体や企業に対して、方針決定の場への女性の登用を促します。
女性参画の推進	民間団体や企業から、町の設置する審議会などの委員として、女性人材の積極的な参画を要請します。

(3) 女性人材の発掘と育成

事業名	事業内容
人材リストの作成	女性の人材情報を整備し、女性人材リストの作成を図ります。
女性人材の育成	情報の提供や学習機会の提供など、人材の発掘・育成に努めます。

3 . 行政分野における男女共同参画

行政においては、男女共同参画社会の実現に向けて、町民や企業の模範となるような取組みが求められています。そのためには、まず町職員がこの計画を理解し、日常業務のなかに反映させていく必要があります。

計画の推進に際しては、「愛川町男女共同参画行政推進会議」において各課の連携、調整を図り、効果的な取組みが行われるよう推進体制を図っています。また、あわせてセクシュアル・ハラスメント防止セミナーなど職員研修を実施し、意識の啓発に努めています。

一方、女性職員の管理職への登用はこれからの課題となっていますが、女性職員の消極姿勢などもみられ、意識改革が求められます。

今後、町政運営に女性職員の視点が入りやすい環境の整備が必要であり、そのためには、仕事の全体像が把握しにくい状況を改善し、企画立案から決定・実行までに関われるような工夫が求められます。また、現在行っている中堅女性職員研修など、意識啓発と能力開発の機会をさらに拡充していく必要があります。

女性が働きやすく、また、一人ひとりの意欲や能力を十分に発揮できる職場づくりが求められます。

《施策》

(1) 女性職員の意識改革と職域の拡大

女性職員の意識改革を図り、職域の拡大などにより、一人ひとりの意欲や能力を活かすことのできる職場とします。

(2) 職員の意識づくり

男女共同参画社会をめざした職員の意識づくりと日常業務からの性別役割分担意識の撤廃に努めます。

【主要事業】

(1) 女性職員の意識改革と職域の拡大

事業名	事業内容
女性職員の意識改革	女性職員が責任をもった発言や行動ができるよう、自己啓発を促すとともに、研修機会を充実します。
女性職員の職域拡大	従来の固定的な職務の考え方にとらわれることなく、個人の能力や適正に応じた職務配置を図ります。
女性職員登用の推進	能力や実績を踏まえ、女性職員の登用を推進します。

(2) 職員の意識づくり

事業名	事業内容
職員研修の充実	職員研修の充実などにより、職員の男女平等の意識づくりを推進します。
性別役割分担意識の撤廃	日常の業務を通して、性別役割分担意識を感じさせる言動や表現の撤廃に努めます。

計画の推進

この計画を推進し、男女共同参画社会の実現をめざすには、行政の取組みはもとより、町民、団体、企業など、それぞれの分野で実践していく各界各層の理解と協力が不可欠です。

町民と行政が一体となった男女共同参画基本計画の取組みを推進します。

1. 町民参加による推進

(仮称)「愛川町男女共同参画まちづくり推進協議会」の設置

町民が推進の中心となる組織として、(仮称)「愛川町男女共同参画まちづくり推進協議会」を設置します。

協議会は、男女共同参画まちづくりのための調査・研究を行うとともに、町民の立場から計画の進捗や施策・事業を実施する役割を担うものとします。

町民、団体、企業への働きかけ

社会のあらゆる分野において、男女共同参画の取組みが推進されるよう、協議会と町は連携して町民、団体、企業などに対して働きかけ、理解と協力を求めます。

2. 庁内体制の整備

「愛川町男女共同参画行政推進会議」の充実

計画の推進にあたっては、「愛川町男女共同参画行政推進会議」により関係各課の連絡・調整を図り、全庁体制で推進します。

推進会議は、この計画に関して、各年ごとに事業の計画及び実施状況を取りまとめ、計画の進行管理を行います。また、協議会とともに施策、事業の評価を行い、効果的な取組みが行われるよう検証していきます。

3. 関係機関との連携

国・県などとの連携

国や県など関係機関との連携を密にし、情報交流を円滑化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や県に要望します。

近隣市町村との連携

男女共同参画のための取組みを効果的に推進するため、近隣市町村との連携・協力関係を強化し、情報交流や事業の共催・相互利用などを推進します。